

和歌山県環境影響評価技術マニュアル

第2章 技術指針の解説

第2章 技術指針の解説

(趣旨)

第1条 この技術指針は、和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、事業者が対象事業に係る環境影響評価及び事後調査を合理的に行うために必要な技術的事項について定めるものである。

【解説】

この技術指針は、条例第4条第1項の規定に基づき、事業者が対象事業に係る環境影響評価及び事後調査を合理的に行うために必要な技術的事項について定めるものであることを示したものである。

条例では「技術指針には、既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価及び事後調査の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を行うための手法の選定その他必要な事項について定めるものとする」（条例第4条第2項）としており、技術指針は、次の事項についての指針や留意事項などを示している。

- 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定に関する指針（技術指針第5条～第12条）
- 環境保全措置に関する指針（技術指針第14条～第16条）
- 事後調査の項目及び手法の選定に関する指針（技術指針第18条及び第19条）
- 方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書の作成並びに作成に当たっての留意事項（技術指針第20条～第24条）

○環境影響評価条例

(技術指針)

- 第4条 知事は、環境影響評価及び事後調査を行うための技術的事項に係る指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。
- 2 技術指針には、既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価及び事後調査の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を行うための手法の選定その他必要な事項について定めるものとする。
 - 3 知事は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、和歌山県環境影響評価審査会の意見を聞くものとする。
 - 4 知事は、技術指針を定め、又は改定したときは、これを公表するものとする。

(用語)

第2条 この技術指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

【解説】

(略)

(技術指針の運用)

第3条 この技術指針は、対象事業に共通的かつ標準的な技術的事項を定めるものであ

り、対象事業の内容及び目的（以下「事業特性」という。）並びに対象事業を実施する区域及びその周辺の状況（以下「地域特性」という。）を考慮し、この技術指針と同等以上の技術的精度を有する方法によることを妨げるものではない。

【解説】

技術指針は、対象事業に共通的かつ標準的な技術的事項を定めるものであることを示すとともに、この技術指針において重要な概念となる対象事業の内容及び目的を「事業特性」と定義すること、対象事業を実施する区域とその周辺の状況を「地域特性」と定義することを示したものである。

また、この技術指針が全ての対象事業に共通した技術的事項及び留意事項などを示したものであり、この技術指針と同等以上の技術的精度を有する方法によることを妨げるものではないことを示したものである。

なお、この技術指針は、条例その他の規程に基づく環境影響評価事例の蓄積、国又は県若しくは市町村の環境保全施策の動向、環境影響評価及び事後調査に関する技術的知見の蓄積や進展、環境影響評価に関する社会的状況の変化などに応じて改定されるものである。条例では、知事がこのような状況を総合的に勘案し、技術指針を改定しようとするときは、和歌山県環境影響評価審査会の意見を聴くとともに、改定したときは、これを公表すると規定している（条例第4条第3項及び第4項）。

（環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に係る指針）

第4条 条例第4条第2項に規定する環境影響評価の項目の選定並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第16条までに定めるところによる。

【解説】

（略）

（事業特性及び地域特性の把握）

第5条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うために必要と認められる範囲内で、事業特性及び地域特性に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

【解説】

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、当該選定を行うために必要と認められる範囲内で、事業特性及び地域特性に関し、次に掲げる情報を把握することを明示したものである。

<第5条>

(1) 事業特性に関する情報

- ア 対象事業の種類
- イ 対象事業の実施区域の位置
- ウ 対象事業の規模
- エ 対象事業の工事計画の概要
- オ その他の対象事業に関し必要な事項

【解説】

事業特性に関する情報として、対象事業の種類、実施区域の位置、規模、工事計画の概要、その他の必要な情報について把握することを示したものである。

対象事業の種類ごとの事業特性として把握すべき情報の概要を表-1に示す。

対象事業の種類は、条例で定める対象事業の種類のほか、条例で規定する設置、新設若しくは新築又は改築、改良若しくは変更の別を明らかにする。

「対象事業の実施区域の位置」は、対象事業の実施区域の住所を明らかにするとともに、対象事業実施区域の位置は、対象事業の実施に伴う自然的状況及び社会的状況を把握するためにも基礎となるので、広域図、周辺図、詳細図のように、縮尺及び範囲を変えた複数の図面で把握することが望ましい。

＜参考＞ 対象事業の実施区域の位置を示す図面の種類

広域図：縮尺1/20万程度（対象事業実施区域の概ね30～50kmの範囲を含む）

周辺図：縮尺1/5万程度（対象事業実施区域の概ね5～10kmの範囲を含む）

詳細図：縮尺1/5千程度（対象事業実施区域の概ね100～300mの範囲を含む）

なお、図面には必ず縮尺（スケール）及び方位を記載する。

対象事業の規模は、道路事業であれば「道路の延長」のように、条例で規定する対象事業の規模要件に該当するかどうかを判定する数量である。

数量の単位は、条例別表に用いる単位に準じる。

「対象事業工事計画の概要」は、工事の実施期間、工事の実施時間帯、主要工事の種類や工程などの概要を把握する。

「その他の対象事業に関し必要な事項」は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって必要な情報がある場合を想定し示したものである。

その他対象事業に関し必要な事項としては、次に示す事項などについて整理する。

○対象事業実施区域の選定理由（自然的・社会的条件などの観点からの適地性）

○対象事業の実施に伴う環境保全に関する基本方針

○対象事業と密接に関連する他の事業又は計画

この他には、表-1に対象事業の種類ごとに示すように、対象事業の種類に応じて、環境影響要因となる用役、要員、燃料などに関する事項のほか、主要な施設、設備に関する事項について把握する。例えば、宅地開発事業であれば戸建・集合の別、計画戸数、計画人口、アクセス交通の概要などを把握することが必要となる。

表-1(1) 対象事業の種類別事業特性

事業の種類	事業特性
条例別表第1号に掲げる事業	<p>高速自動車国道及び一般国道の新設又は改築の事業</p> <p>1 対象事業の種類（高速自動車国道、一般国道その他の道路の別及び新設又は改築の別） 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（対象事業に係る道路の延長） 4 対象事業に係る道路の区間及び車線の数 5 対象事業に係る道路の区分（道路構造令（昭和45年政令第320号）第3条に規定する道路の区分をいう。）、設計速度、計画交通量及び構造の概要 6 対象事業の工事計画の概要 7 その他の対象事業に関する事項</p>
	<p>大規模林道事業</p> <p>1 対象事業実施区域及び林道の延長 2 対象事業の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要 3 主要な構造物の種類及び配置計画並びに林道の供用に伴い予定される自動車の走行の概要 4 その他の対象事業に関する事項</p>
条例別表第2号に掲げる事業	<p>ダムの新築の事業</p> <p>1 対象事業の種類（建設大臣若しくは知事が河川工事として行うもの、水道事業若しくは水道用水供給事業を經營し、若しくは經營しようとする者が行うもの、工業用水道事業を営み、若しくは営もうとする者が行うもの、土地改良事業として行うもの、水資源開発公団が行うもの又はその他の者が行うものの別） 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（対象事業に係るサーチャージ水位又は常時満水位における貯水池の水面の面積）及び総貯留容量 4 対象事業に係るダムの堤体の規模及び形式並びにダムの供用に関する事項 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項</p>
	<p>堰の新築又は改築の事業</p> <p>1 対象事業の種類（建設大臣若しくは知事が河川工事として行うもの、水道事業若しくは水道用水供給事業を經營し、若しくは經營しようとする者が行うもの、工業用水道事業を営み、若しくは営もうとする者が行うもの、土地改良事業として行うもの、水資源開発公団が行うもの又はその他の者が行うものの別及び新築又は改築の別） 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（対象事業に係る計画満水位における満水区域の面積） 4 対象事業に係る堰の規模及び形式並びに堰の供用に関する事項 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項</p>
条例別表第3号に掲げる事業	<p>湖沼水位調節施設の新築の事業</p> <p>1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模 3 対象事業に係る湖沼の面積 4 対象事業に係る水門の供用に関する事項 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項</p>
	<p>放水路の新築の事業</p> <p>1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模 3 対象事業に係る延長及び川幅 4 対象事業に係る分流の計画 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項</p>
条例別表第4号に掲げる事業	<p>鉄道及び軌道の建設又は改良の事業</p> <p>1 対象事業の種類（鉄道、索道又は軌道の別及び建設又は改良の別） 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（対象事業に係る線路の延長） 4 対象事業に係る単線、複線等の別及び動力 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項</p>
条例別表第5号に掲げる事業	<p>飛行場及びその施設の設置又は変更の事業</p> <p>1 対象事業の種類 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（対象事業に係る滑走路の長さ） 4 対象事業に係る区域の面積 5 対象事業に係る飛行場の使用を予定する飛行機の種類 6 対象事業の工事計画の概要 7 その他の対象事業に関する事項</p>
条例別表第6号に掲げる事業	<p>発電所の設置又は変更の工事の事業</p> <p>1 対象事業により、設置又は変更された発電所の原動力の種類 2 対象事業により、設置又は変更された発電所の出力 3 対象事業実施区域及びその面積 4 対象事業により、設置又は変更された発電所の設備の配備計画の概要 5 対象事業に係る工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項</p>
	<p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の設置又は変更の事業</p> <p>1 対象事業の種類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の別） 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（対象事業に係る最終処分場の埋立容量を含む。） 4 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類及び量 5 対象事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要 6 対象事業に係る最終処分場の放流水の放流先 7 対象事業の工事計画の概要 8 その他の対象事業に関する事項</p>

表-1(2) 対象事業の種類別事業特性

条例別表第7号に掲げる事業	公有水面の埋立又は干拓の事業	1 対象事業の種類 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模 4 対象事業の工事計画の概要 5 その他の対象事業に関する事項
条例別表第8号に掲げる事業	土地区画整理事業	1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模（対象事業の施行区域の面積） 3 対象事業に係る公共施設の配置 4 対象事業に係る宅地の利用計画 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項
条例別表第9号に掲げる事業	新住宅都市開発事業	1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模（対象事業の施行区域の面積） 3 対象事業に係る公共施設の配置 4 対象事業に係る宅地の利用計画 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項
条例別表第10号に掲げる事業	工業団地の造成の事業	1 対象事業の種類 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（対象事業の施行区域の面積） 4 その他の対象事業に関する事項
条例別表第11号に掲げる事業	新都市基盤整備事業	1 対象事業の種類 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（対象事業の施行区域の面積） 4 その他の対象事業に関する事項
条例別表第12号に掲げる事業	流通業務市街地造成事業	1 対象事業の種類 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（対象事業の施行区域の面積） 4 その他の対象事業に関する事項
条例別表第13号に掲げる事業	工場又は事業場の新設又は増設の事業	1 対象事業の種類（工場又は事業場の別及び新設又は増設の別） 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（排水量及び重油の量に換算した燃料の使用量） 4 対象事業に係る汚水及び廃棄物の処理計画の概要 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項
条例別表第14号に掲げる事業	レクリエーション施設等の設置又は変更の事業	1 対象事業の種類（スポーツ又はレクリエーション施設の種類及び新設又は変更の別） 2 対象事業実施区域の位置 3 対象事業の規模（対象事業実施区域の面積） 4 対象事業に係る主要な施設の種類、配置計画、規模その他施設の概要 5 対象事業に係る汚水及び廃棄物の処理計画の概要 6 対象事業の工事計画の概要 7 その他の対象事業に関する事項
条例別表第15号に掲げる事業	住宅団地の造成の事業	1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模（対象事業に係る土地の面積） 3 対象事業の工事計画の概要 4 その他の対象事業に関する事項
条例別表第16号に掲げる事業	土又は岩石の採取事業	1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模（対象事業実施区域の面積） 3 対象事業に係る採取の対象（土、砂、岩石の別） 4 対象事業に係る施設からの汚水及び廃棄物処理計画の概要 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項
条例別表第17号に掲げる事業	工場、事業場、住宅又はレクリエーション施設の複合開発	1 複合する事業の種類（複合する事業の種類） 2 複合する事業の実施区域 3 複合する事業の規模（複合する事業に係る土地の面積） 4 複合する事業の工事計画の概要 5 その他の複合する事業に関する事項
条例別表第18号に掲げる事業	環境事業団が行う宅地の造成の事業	1 対象事業実施区域及びその面積 2 対象事業の実施に係る工法、期間及び工事計画の概要 3 対象事業に係る配置計画、種類、換業規模その他設置されることとなる工場及び事業場の概要 4 その他の対象事業に関する事項
	都市基盤整備公団又は地域整備振興公団が行う宅地の造成の事業	1 対象事業実施区域の位置 2 対象事業の規模（対象事業に係る土地の面積） 3 対象事業に係る公共施設の配置 4 対象事業に係る宅地の利用計画 5 対象事業の工事計画の概要 6 その他の対象事業に関する事項

<第5条第1項>

(2) 地域特性に関する情報

ア 自然的状況

- (ア) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（次条第3項第1号ア及び別表第1において「大気環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (イ) 水象、水質、底質その他の水に係る環境（次条第3項第1号イ及び別表第1において「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (ウ) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (エ) 地形及び地質の状況
- (オ) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (カ) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

イ 社会的状況

- (ア) 人口及び産業の状況
- (イ) 土地利用の状況
- (ウ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (エ) 交通の状況
- (オ) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (カ) 下水道等の整備の状況
- (キ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく地域及び地区の決定状況及び他の土地利用規制の状況
- (ク) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- (ケ) 文化財（埋蔵文化財包蔵地を含む。）の状況
- (コ) その他必要と認める事項

【解説】

対象事業実施区域及びその周囲の地域特性に関する情報として自然的条件及び社会的条件について把握すること、及びその内容を示したものである。

地域特性の把握に当たっては、事業特性から想定される環境要素及び関連する事項を表-2に示す項目を参考に選定する。地域特性については方法書の作成段階に把握することになるが、対象事業の特性及び影響が想定される環境要素に応じて把握の範囲は広めに設定しておくことが望ましい。

表-2 地域の特性

区分		調査事項	調査内容
自然的状況	生活環境の保全に係る項目	公害全般	公害苦情等
		大気環境	気象 大気質 騒音 振動 悪臭
		水環境	水象 水質 地下水の水質 底質
		土壤及び地盤沈下	土壤 地盤沈下
		その他	風害 低周波音 日照阻害 廃棄物
	自然環境の保全に係る項目	地形及び地質の状況	地形及び地質
		動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物 植物 生態系
		景観	景観
		景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	触れ合い活動の場
		人口及び産業	人口 産業
社会的状況に係る項目	地域の社会的状況に係る項目	土地利用	行政区画 土地利用状況 土地利用計画
		河川、湖沼、海域及び地下水の利用状況	水域利用 利水
		交通の状況	交通施設の分布 交通施設の利用状況
		環境の保全の配慮が特に必要な施設の配置及び住宅の配置の状況	環境の保全の配慮が特に必要な施設の配置
	環境関係法令に係る項目	下水道等の整備の状況	住宅の配置の状況 下水道の整備の状況
		文化財の状況	下水道の整備の状況
		環境基本法に基づく環境基準の類型の指定状況	文化財の状況
	環境関係法令に係る項目	公害の防止に関する法令に基づく地域又は地区の指定状況及び規制基準	騒音 水質 大気汚染防止法 騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法 水質汚濁防止法 湖沼水質保全特別措置法 瀬戸内海環境保全特別措置法
		自然環境の保全に関する法令に基づく地域又は地区的指定状況	自然公園法 自然環境保全法 和歌山県及び市町村の条例 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 緑地保全法 森林法 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 鳥獣保護及狩猟第三関スル法律 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
		資源等の保護又は保存に関する法令に基づく地域又は区域の指定状況	水産資源保護法 文化財保護法 都市計画法
		一定の環境要素に係る環境の保全を目的とした法令等に基づく地域又は地区的指定状況	工業用水及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律 砂防法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 地すべり等防止法 都市計画法
		国又は和歌山県若しくは市町村の環境保全施策	環境基本法 和歌山県環境基本条例
			公害防止計画の内容 環境基本計画の内容

<第5条>

2 事業者は、前項第2号の情報は、一般に入手が可能な最新の文献その他の資料により把握するものとする。この場合において、事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するとともに、必要に応じ、関係する地方公共団体、学識経験者その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地における状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。

【解説】

対象事業実施区域及びその周囲の地域特性に関する情報は、既存資料の収集又は現地の調査により把握すること、当該資料についてはその出典を明らかにするとともに、必要に応じ当該情報に関する知見を有する者から聴取、又は現地の状況を確認することにより把握することを示したものである。

なお、既存資料の収集による場合は、入手可能な最新の資料によるものとしているが、調査年次はできるだけ他の項目と合わせる。経年的に把握されている情報については数カ年の推移を、また社会的状況に関し、国又は関係する地方公共団体などの将来予測又は計画についても把握することが必要である。

(環境影響評価の項目の選定)

第6条 事業者は、条例第11条に規定する対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、当該対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）について、別表第1によりその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目として選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、対象事業の実施に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は事業特性に応じて、次に掲げる各影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえ、必要に応じ別表第1の区分を基に適切に細区分し、当該区分の影響要因ごとに検討するものとする。

- (1) 対象事業に係る工事の実施（別表第1において「工事の実施」という。）
- (2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（別表第1において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

【解説】

環境影響評価の項目は、技術指針の別表第1によりその対象事業の実施に伴う影響要因について影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目として選定すること、また、選定に当たっては影響要因を工事の実施と土地又は工作物の存在及び供用に分け、技術指針の別表第1の区分を基に適切に細区分し、当該細区分された影響要因ごとに検討することを明示したものである。

技術指針の別表第1は、対象事業の実施に関する影響要因と環境要素を包括的に示したものであるので、事業者は同表に示された区分を基に、事業特性の内容を詳細に把握し、対象事業に係る具体的な影響要因を細区分し選定する。

影響要因の抽出に当たっては、特殊な工法の採用や特殊な燃料を使用するようなときは、特に注意する必要がある。

また、環境保全措置を講じ環境影響が少ないことが想定される場合であっても、項目として選定し、保全措置の内容やその効果について検討することになることに注意する必要がある。

なお、環境影響評価の項目とは、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用の各段階の影響要因により影響を受けるおそれのある環境要素を組み合わせたもので、例えば「建設機械の稼働等に伴う騒音」というような組み合わせをいい、環境影響評価の調査、予測及び評価は、このように選定された項目ごとに行う。

<第6条>

- 3 前項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮し必要に応じ別表第1の区分を基に適切に細区分し、当該区分の環境要素ごとに行うものとする。

【解説】

環境影響評価の項目の選定は、環境を構成する要素（環境要素）を法令等による規制や目標の有無、環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮し技術指針の別表第1の区分を基に適切に細区分した環境要素ごとに行うこととしたものである。

技術指針では、環境要素を大きく、①環境の自然的構成要素の良好な状態の保持、②生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全、③人と自然との豊かな触れ合いの確保、④環境への負荷の量の程度、⑤歴史的文化的遺産の保全の5つに分け、従来の公害と貴重な自然環境にとどまらず、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全、人と自然との触れ合い活動の場のように環境の範囲を広げている。

これは「和歌山県環境基本条例」に規定する基本理念及び施策の策定等に係る指針を踏まえたものである。

なお、①から③までの要素には、④環境への負荷の量の程度として予測及び評価する要素に区分している廃棄物等、温室効果ガス等は含めないとしている。

これら廃棄物等などの要素は、その影響による環境の状態の変化を予測することが困難であるため、負荷量を予測しその量が事業者により実行可能な範囲内で抑制されているかを評価することになる。

一方、このことは例えば大気環境の構成要素に係る調査や予測の結果は、必要に応じ②生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全、その他の構成要素に及ぼす影響の予測及び評価を行うなど、各構成要素間相互について調査、予測及び評価すべきことを示している。

○環境基本条例

（環境保全の基本理念）

第3条

- 3 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上

の支障を未然に防ぐことを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

(施策の策定等に係る指針)

第9条 県は、基本理念にのっとり、この章に定める環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 自然と人との豊かな触れ合いが保たれること。

<第6条第3項>

- (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。別表第1において同じ。）

ア 大気環境

(ア) 大気質

(イ) 騒音

(ウ) 振動

(エ) 低周波音

(オ) 悪臭

(カ) 気象

① 風向及び風速（風害を含む。）

② 日照阻害

③ その他の気象

(キ) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか大気環境に係る環境要素

イ 水環境

(ア) 水質（地下水の水質を除く。別表第1において同じ。）

(イ) 底質

(ウ) 地下水の水質及び水位

(エ) 水象

① 流向及び流速

② 水温

③ 流量

④ その他の水象

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか水環境に係る環境要素

ウ 土壤に係る環境その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。）

(ア) 地形及び地質

(イ) 地盤

(ウ) 土壤

(エ) その他の環境要素 ((ア)から(ウ)までに掲げるものを除く。別表第1において同じ。)

【解説】

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価する環境要素

を「大気環境」、「水環境」、「土壤に係る環境その他の環境」の3つに区分し、さらにそれを細分化して選定することを示したものである。

大気環境についてみると、大気質、騒音、振動、悪臭のほか、低周波音を取り上げ、さらに気象として風向・風速（風害）と日照阻害をあげており、事業特性及び地域特性により、その他の項目（例えば電波障害、光害など）を追加するなど環境要素を柔軟に選定できるようになっている。

技術指針の別表第1は、環境要素を法令等による規制や目標が定められたものを包括的に示したものであるので、事業者は同表に示された区分を基に、事業の内容及び地域特性を詳細に把握し、対象事業に係る環境要素を具体的に選定する必要がある。

<第6条第3項>

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素の検討（第4号に掲げるものを除く。別表第1において同じ。）

- ア 動物
- イ 植物
- ウ 生態系

【解説】

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価する環境要素を動物、植物、生態系の3つに区分して選定することを示したものである。

動物及び植物については、技術指針の別表第1ではそれぞれ陸生動物と海生動物、陸生植物と海生植物に細区分している。

<第6条第3項>

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。別表第1において同じ。）

- ア 景観
- イ 人と自然との触れ合いの活動の場

【解説】

人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価する環境要素を景観、人と自然との触れ合いの活動の場に区分して選定することを示したものである。

景観については、技術指針の別表第1で主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に細区分している。景観資源は、「人と自然との豊かな触れ合いの確保」とあるように、主として山岳、海浜などの自然及び自然と一体となった建造物等とし、不特定かつ多数の人が眺望する対象をいう。

「主要な眺望点」は、不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民の日常生活の場所のうち景観資源を眺望する場所を、「主要な眺望景観」は、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をそれぞれいう。

「人と自然との触れ合いの活動の場」は、キャンプ場、海水浴場、遊歩道などの野外レ

クリエーション施設のほか、地域住民等の人の日常生活における自然との触れ合い活動のための場であって、必ずしも整備された施設等を持たない場、例えば里山、海浜や川辺などの水辺環境、樹林地などの人々が日常生活において一般に自然と触れ合う場をも含むことに留意する必要がある。触れ合いの活動の例としては、地域特性により、登山、ハイキング、キャンプ、自然観察、花見、水遊び、釣り、散策など様々な活動の形態がある。

＜第6条第3項＞

- (4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素
ア 廃棄物等（廃棄物及び建設工事に伴う副産物をいう。次条第6号及び別表第1において同じ。）
イ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物質をいう。次条第6号及び別表第1において同じ。）

【解説】

環境への負荷の量の程度により予測及び評価する環境要素を廃棄物等、温室効果ガス等の2つに区分して選定することを示したものである。

廃棄物等には、事業活動に伴う産業廃棄物と一般廃棄物のほか、建設工事に伴う掘削土砂などの副産物を含むものである。

技術指針の別表第1では、温室効果ガス等として「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める温室効果ガスと「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に定める特定物質を示している。

＜第6条第3項＞

- (5) 歴史的文化的遺産の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
ア 文化財（埋蔵文化財包蔵地を含み、前号に掲げるものを除く。次条第7号及び別表第1において同じ。）

【解説】

歴史的文化的遺産の保全を旨として調査、予測及び評価する環境要素は、文化財について選定することを示したものである。

文化財については、「文化財保護法」に規定する有形文化財、有形民族文化財、史跡、名勝及び伝統的建造物群のほか、埋蔵文化財包蔵地を含むものとする。

その他の文化財である演劇、音楽などの無形文化財、風俗慣習、民俗芸能等の無形民族文化財及び天然記念物については、必要に応じ、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「景観」、「動物」、「植物」、「地形及び地質」などの環境要素で取り扱う。

＜第6条＞

- 4 事業者は、第1項の規定による項目の選定を行うに当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環

環境影響評価に関する知見を有する者の助言を受けて行わなければならない。

【解説】

環境影響評価の項目の選定に当たっては、環境影響評価を最新の科学的知見に基づき客観的に行うことが重要であることから、必要に応じ専門家その他の環境影響評価に関する知見を有する者の助言を受けて行うことを明示したものである。

<第6条>

5 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は対象事業に係る環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合は、必要に応じ第1項の規定により選定した項目(以下「選定項目」という。)の見直しを行わなければならない。

【解説】

環境影響評価の手法を選定し、又は対象事業に係る環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合は、選定項目の見直しを行うことを明示したものである。

項目の選定に係る新たな事情とは、事業計画の熟度に応じた影響要因の見直しや地域特性に新たな情報が得られた場合などが想定される。

<第6条>

6 事業者は、第1項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう別表第1を基に整理するとともに、選定項目として選定した理由又は選定しなかった理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

【解説】

選定した項目は、技術指針の別表第1の様式を基に整理し、選定項目として選定した理由又は選定しなかった理由を明らかにできるよう整理することを明示したものである。

選定項目とは、影響要因と環境要素を関連づけ、環境影響評価の調査、予測及び評価する項目として選定した項目のことである。これを一覧表に整理した例を表-3に示す。

このように選定項目として選定した理由と合わせ、大気質、水質、景観、廃棄物等のように技術指針の別表第1に区分している要素を選定しない場合は、その理由を整理することを求めている。これは表-4のような一覧表で整理されることを想定している。

表-3 環境影響評価の項目の選定（例）（宅地等の用地の造成の事業）

影響要因の区分				工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用			
				造成等の施工による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	事業の立地及び土地又は工作物の存在	工場及び事業場における事業活動	製品の運搬その他の車両の運行
環境要素の区分									
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物		○	○	○	○	
			浮遊粒子状物質					○	○
			粉じん等	○	○	○			
		騒音	騒音		○	○	○	○	○
		振動	振動		○	○	○	○	○
	水環境	水質	水の汚れ					○	
			土砂による水の濁り	○					
			富栄養化					○	
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動植物	重要な種及び注目すべき生息地					○		
	植物	重要な種及び重要な群落					○		
	生態系	地域を特徴づける生態系					○		
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物						○	
		建設工事に伴う副産物	○						
	温室効果ガス等	二酸化炭素						○	
歴史的文化的遺産の保全を旨として調査、予測及び評価すべき環境要素	文化財	文化財	○				○		

備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表において「粉じん等」とは、粉じん及びばいじん並びに工事用自動車の運行又は建設機械の稼働その他によって発生する粒子状物質をいう。

3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

4 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

表-4 環境影響評価の項目の選定の理由（例）

環境要素の区分	影響要因の区分		理由	
大気環境	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械等の運転においては軽油を使用すること、また工事の場所周辺に住宅等保全すべき対象があるので、建設機械等の運転に伴う窒素酸化物及び工事に伴う粉じん等を選定する。 硫黄酸化物については軽油中の硫黄含有率が極めて少ないと、また、工事場所の周辺区域における二酸化硫黄の濃度の状況は環境基準を維持し良好な状態を保持しているので、選定しない。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	工事資材及び造成工事に伴う掘削土を運搬に用いる車両を使用するので、これら車両の走行に伴う窒素酸化物及び粉じん等を選定する。
	存在・供用	施設の利用（排ガス）	○	事業活動に伴い暖房用重油ボイラを使用するので、硫黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質を選定する。
騒音	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械等の稼働に伴う騒音の発生があり、工事の場所周辺に住宅等保全すべき対象があるため、選定する。
	存在・供用	—	×	「騒音規制法」に規定する特定施設に該当又は相当する騒音を発生する施設を設置しないので、選定しない。
振動	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械等の稼働に伴う振動の発生があり、工事の場所周辺に住宅等保全すべき対象があるので、選定する。
	存在・供用	—	×	「振動規制法」に規定する特定施設に該当又は相当する振動を発生する施設を設置しないので、選定しない。
低周波音	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械等の稼働に伴う騒音の発生があり、工事の場所周辺に住宅等保全すべき対象があるので、選定する。
	存在・供用	—	×	「騒音規制法」に規定する特定施設に該当又は相当するような騒音を発生する施設及び低周波音を発生する施設を設置しないので、選定しない。
悪臭	工事の実施	—	×	工事の実施及び存在・供用において、悪臭を排出する要因がないので、選定しない。
	存在・供用	—	×	—
水環境	水質	存在・供用		
動物	陸生動物			
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施	造成工事	○ 土地の造成工事に伴い発生する掘削土は可能な限り敷地内の盛土等に再利用するが、残余が生じることが想定されるので、選定する。
	廃棄物	存在・供用		○ 事業活動に伴い廃棄物の発生が想定されるので、選定する。
温室効果ガス等	二酸化炭素	存在・供用	施設の利用（排ガス）	○ 事業活動に伴い暖房用重油ボイラを使用するので、二酸化炭素が排出されるので、選定する。

(調査、予測及び評価の手法の選定)

第7条 事業者は、条例第11条に規定する対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第12条までに定めるところにより選定するものとする。

(1) 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目

汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

【解説】

大気環境、水環境、土壤に係る環境及びその他の環境については、当該環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康や生活環境、自然環境に及ぼす環境影響を把握できる手法によることを示したものである。

環境の自然的構成要素は、大気環境、水環境、土壤等の環境であり、いわゆる公害の指標として、環境基準や規制基準が定められたものが多い。

これらの要素は、大気質、水質、土壤などについてはそれぞれの環境中の物質の濃度を、また、騒音、振動などについてはその物理的状態の程度を調査により把握し、事業活動に伴う影響要因による状態の変化の程度を予測し評価することになる。

<第7条第1項>

(2) 前条第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定項目

陸生及び水生の動植物に関し、生息又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

【解説】

動物及び植物については、その生息又は生育の状況についての調査の結果から、学術上又は希少性の観点から重要な種又は貴重な種の分布状況、生息又は生育の状況、重要な植物群落の分布状況、動物の注目すべき生息地の分布状況について調査し、事業活動に伴うこれらに対する環境影響の程度を把握できる調査、予測及び評価する手法を選定することを示したものである。

動物の注目すべき生息地として集団繁殖地を例示しているが、これはウミガメの産卵地やトンボ類などの集団繁殖地などを想定している。

なお、土地の改変によって動物の生息環境又は植物の生育環境に直接的影響及ぼすような場合以外にも、大気質、騒音、振動、水質などの影響予測の結果を踏まえた予測及び評価の手法を選定することについても留意しておく必要がある。

<第7条第1項>

(3) 前条第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定項目

地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査その他の調査の結果により概括的に把握される生態系の特徴に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第2において同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第2において同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第2において同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

【解説】

地域を特徴づける生態系については、動物及び植物その他の調査の結果を踏まえて生態系の特徴を概括的に把握した上で、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境や生育環境を調査し、生態系への環境影響の程度を適切に把握できる調査、予測及び評価の手法を選定することを示したものである。

生態系の調査は、まず、第2号の動物及び植物の調査結果のほか、気象、水象、土地利用などの自然的条件や社会的条件に関する調査結果から、地域を特徴づける生態系を概括的に把握する。

その特徴に応じて、ワシ・タカなどの猛禽類や大型哺乳類のように食物連鎖の上位に位置づけられる生物種（上位性）、生物間の相互関係や生態系の機能に重要な役割をもち地域に広く分布する種や生物群集（典型性）、湿地や洞窟など特殊な環境に生息又は生育する生物種（特殊性）の視点から注目される複数の生物種又は生物群集について、その生態、生物間の相互関係、その生息環境又は生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を予測する。

<第7条第1項>

(4) 前条第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定項目

景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

【解説】

景観に係る選定項目については、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できる調査、予測及び評価の手法を選定することを示したものである。

眺望の状況としては、景観資源を眺望する視点（場所）及びその眺望景観について調査し、対象事業の実施に伴う土地又は工作物の存在及び供用に伴う環境影響の程度を予測する。

＜第7条第1項＞

(5) 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目

人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

【解説】

人と自然との触れ合いの活動の場については、野外レクリエーションや日常的な人と自然との触れ合い活動が行われる施設、場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できる手法によることを示したものである。

調査地域において、それらの分布、利用経路や利用状況などについて調査しその特性を把握した上で、対象事業の実施によるこれらに対する環境影響の程度を予測及び評価する。

なお、これらの活動は文献等資料の収集だけでは把握できないものがあるため、現地調査やアンケート調査などにより把握する方法が考えられる。

＜第7条第1項＞

(6) 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目

廃棄物等及び温室効果ガス等に関し、それらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

【解説】

廃棄物等及び温室効果ガス等については、それらの発生量その他の環境への負荷の程度を把握できる方法によることを示したものである。

廃棄物等や温室効果ガス等については、一事業者として環境の状態の変化を予測することは困難な面が多い。しかしながら、これら要素は、循環型社会の構築に向けた廃棄物の排出抑制、また、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス等の排出削減という今日的課題を持つものであり、対象事業の実施に伴う負荷の量を予測し、事業者として実行可能な範囲内でどれだけ負荷の量を抑制できているかを評価することを求めたものである。

廃棄物等及び温室効果ガス等については、対象事業の実施に伴う発生量を予測し、その発生量が事業者において実行可能な範囲で回避又は低減されているかを評価する。

＜第7条第1項＞

(7) 前条第3項第5号アに掲げる環境要素に係る選定項目

文化財に関し、文化財の分布状況及び文化財の特性の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

【解説】

文化財（埋蔵文化財包蔵地を含む。）については、その分布状況、特性の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握できる手法によることを示したものである。

文化財については、「文化財保護法」に規定する文化財のうち、有形文化財、有形民族文化財、史跡、名勝及び伝統的建造物群並びに埋蔵文化財包蔵地とすることは、第6条第3項第6号の解説で述べたとおりである。

(標準手法並びに手法の簡略化及び重点化)

第8条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法を選定するに当たっては、各選定項目ごとに別表第2に掲げる標準的な調査及び予測の手法（以下この項及び別表第2において「標準手法」という。）を基準として選定しなければならない。この場合において、事業者は、次項に定めるところにより必要に応じ標準手法より簡略化された調査若しくは予測の手法（同項において「簡略化手法」という。）を選定し、又は第3項に定めるところにより必要に応じ標準手法より詳細な調査若しくは予測の手法（同項において「重点化手法」という。）を選定するものとする。

【解説】

環境影響評価に係る調査、予測及び評価の「標準的な手法」は、技術指針の別表第2に示されているが、事業特性及び地域特性により標準手法より簡略化した手法（簡略化手法）又は詳細な手法（重点化手法）を選定することを示したものである。

これは、事業特性や地域特性からみて重要な選定項目とそうでない項目について、その理由を明らかにした上で、調査又は予測の手法に質的・量的な差違をもたらすことで重要な項目とそうでない項目にメリハリをつけ、環境影響評価を分かりやすいものにするためである。

なお、簡略化手法又は重点化手法を選定した場合は、その理由を整理する必要がある。

<第8条>

- 2 簡略化手法は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。
- (1) 当該標準項目に関する環境影響の程度が極めて小さいことが明らかであること。
 - (2) 当該対象事業実施区域又はその周囲に、当該標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
 - (3) 類似の事例により当該標準項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
 - (4) 当該標準項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、別表第2に掲げる標準的な調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

【解説】

簡略化手法を選定する場合の条件を示したものである。

簡略化手法は、次項の重点化手法と対照されるもので、事業特性や地域特性からみて環境への影響が極めて小さいことが明らかである場合などに、選定項目の調査又は予測の手法を簡略化することである。具体的には調査の一部を省略したり、標準手法より簡易な方法によって調査又は予測を行うことである。

簡略化手法は次のような場合に選定するとしているが、必ずしも簡略化手法を選定しな

ければならないわけではなく、影響の程度からみて過大な調査や予測を行う必要はないということであり、その分を重点化手法を選定すべき選定項目の調査や予測に振り向けることが重要である。

また、道路事業における騒音や工場・事業場の新設における大気質などのように、事業特性からみて当該事業に特徴的な環境要素である場合や地域特性からみて重要と考えられる環境要素については安易に簡略化手法を採用すべきではない。

第1号は、例えば、実績を有する抜本的な環境保全措置によりその影響を低減する技術が既に確立されているような場合には、当該環境保全措置の実績、効果、運用・管理などの事例を引用し、これを解析する簡略化手法が考えられる。なお、このような場合は、環境影響評価の項目として選定しないことも考えられるが、対象事業の特性からみて、一般的に当該事業に固有の影響要因であると考えられているものは、項目として選定する必要がある。このような例としては、悪臭が発生するような事業で悪臭成分を除去するような措置を講じ、排出口においてすでににおいを感じしないような場合などが想定される。

第2号は、例えば、対象事業実施区域の周囲に現況では人家がなく、また、関係する地方公共団体の長期計画などからみても相当期間住宅地となることが想定されないような場合が考えられる。

第3号は、例えば、既に事業者又は他の事業者において対象事業の内容と類似した事業を実施しているような場合で、これを類似事例として解析することにより予測するような場合が考えられる。

第4号の例としては、対象事業実施区域の周辺で行われた既存の調査結果が参照できるような場合で、調査時期、調査地域、調査地点などからみて予測及び評価に必要な情報を得られる場合が考えられる。

<第8条>

3 重点化手法は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。

- (1) 事業特性により、当該選定項目に関する環境影響が著しいものとなるおそれがあること。
- (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する標準項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - ア 当該選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
 - イ 当該選定項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
 - ウ 当該選定項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

【解説】

重点化手法を選定する場合の条件を示したものである。

重点化手法は次に示すように、選定項目に係る環境影響が著しいものとなるおそれがある場合、自然的条件又は社会的条件からみて環境影響を受けやすい地域、法令等により環

境保全上の観点から保全又は保護すべき地域として指定された地域、既に当該環境要素に係る環境の状態が悪化しているか悪化するおそれのある地域であって、相当程度の環境影響を及ぼすおそれがある場合に選定する。

「事業特性により、当該選定項目に関する環境影響が著しいものとなるおそれがあること」の例としては、大気汚染物質排出量や水質汚濁負荷量が相当程度多い場合、改変する土地面積が広い場合、一般的には使用されない特殊な燃料を大量に使用する場合などが想定される。

「当該選定項目に関する環境影響を受けやすい地域その他の対象」は、自然的条件又は社会的条件からみて環境影響を受けやすい地域又はその対象が現に存在するか又は将来想定されるような地域が該当する。この例としては、接地逆転層などの発生が顕著であることが確認されている地域における大気質、学校、病院等が存在する地域における大気質、騒音、振動など、既に貴重な動物の生息又は植物の生育が確認されている地域における動物、植物又は生態系については重点化手法を採用すべきものと考えられる。

「当該標準項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象」の例としては、「自然公園法」の規定に基づく特別地域等で対象事業を実施するような場合又は当該地域に影響を及ぼすおそれがある場合における動物、植物、生態系、景観など、また、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」の規定に基づく総量規制基準が定められた地域や水域における大気質や水質が考えられる。

「当該選定項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域」の例としては、環境基準が定められている環境要素（大気質、水質、騒音、土壤汚染）で、既に環境基準を超えており、又は将来超えるおそれがある場合などが考えられる。

(調査の手法)

第9条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を考慮し、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

【解説】

調査の手法は、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定することを明示したものである。

予測及び評価において必要とされる水準とは、対象事業の実施に伴う環境影響が事業者において実行可能な範囲内で回避・低減されているか、国又は地方公共団体の環境保全上の基準や目標との整合が図られているかの観点から評価できる水準を意味する。

<第9条第1項>

(1) 調査すべき情報

選定項目に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象、土壤その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

【解説】

調査すべき情報は、環境要素に係る標準的な項目として選定項目に関する現状に関する情報、気象、水象、土壤その他の自然的状況若しくは人口、産業その他の社会的状況とすることを示したものである。

その他の地域特性に関する自然的状況又は社会的状況に関する調査すべき情報については、本マニュアルの「第3章 各論」において解説する。

<第9条第1項>

(2) 調査の基本的な手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

【解説】

調査の基本的な手法として、次に示す方法によって得られる情報を整理及び解析する手法を示したものである。

- ①国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手
- ②専門家からの科学的知見の聴取
- ③現地調査
- ④その他の方法

①はいわゆる既存資料の収集であり、国又は地方公共団体が調査した結果（年次報告書や調査報告書として公表しているものなど）、大学その他の研究機関が公表した学術調査結果、その他刊行物等により整理・解析する手法である。

また、調査又は予測を重点化手法によるような場合は、国又は関係する地方公共団体からより詳細な調査データの提供を受けて解析することも必要となることから、資料の入手方法については、事前に関係する地方公共団体に確認しておくことが必要である。

②の専門家からの科学的知見の聴取は、いわゆる学識経験者のほか、当該環境要素に関連した実務に携わる者を含む。

さらに③の現地調査は、①又は②の手法により得た結果より詳しい資料を得る必要がある場合に行う最も基本的手法である。

なお、現地調査を行う場合において、関係法令に定める届出等を必要とするものがあるので、事前に十分確認しておく必要がある。

<第9条第1項>

(3) 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。）

対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適

切な範囲であると認められる地域

【解説】

調査地域を包括的に示したもので、まず、選定項目に関する環境影響を受けるおそれがある地域、ついで対象事業により直接改変される区域及びその周辺の区域とすることを示したものである。

技術指針の別表第2では、調査地域を大気環境、水環境に係る環境要素のように事業特性や地域特性によりその影響が及ぶ範囲が定まる環境要素については「環境影響を受けるおそれがある地域」、地盤沈下、動物、植物、生態系、景観などのように主として直接的改変に伴う影響要因によりその影響を受ける環境要素については「対象事業実施区域及び周辺区域」を基本としている。ただし、現況及び将来を含め保全すべき対象がないか又は相当の期間ないことが明らかな場合は、調査地域から除外してもよい。

なお、調査地域は環境影響を予測する地域ともなることを考慮し、広めに選定しておくことが必要である。

<第9条第1項>

(4) 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（別表第2において「調査地点」という。）

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

【解説】

調査地点は、環境影響を受ける対象の特性からみて、調査地域を代表できることが重要である。その一例をあげると次のとおりである。

- 大気質の調査では、影響が最大となることが予想される地点
- 騒音、振動、日照阻害などの調査では、保全対象となる地点
- 景観の調査では、不特定多数の人が利用する主要な眺望点
- 動物の調査では、動物の採餌や営巣などを考慮した行動圏

<第9条第1項>

(5) 調査に係る期間、時期又は時間帯（別表第2において「調査期間等」という。）

調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

【解説】

現地調査を行う場合の調査の期間、時期又は時間帯は、選定項目の特性に応じて設定することを示したものである。

事業特性により、影響要因が特定の時間帯に限られる場合や人の一日の生活行動を考慮する場合、動物の生態に考慮する場合など適切な時期又は時間帯を設定する必要がある。

なお、環境要素には、気象その他の要因により季節的時間的に変動するものとしないも

のとがあることから、季節的に変動する項目（大気質、水質、動物、植物など）については、年間にわたる状況を適切に把握する必要がある。この場合、通年の調査が望ましいが、季節ごとに代表する調査時期を設定し、それぞれ適切な調査期間を設定してもよい。この場合において、設定した調査期間又は時期で、年間にわたる変動を代表できるとする理由を整理しておく必要がある。

【解説】

現地調査においては、個別の環境要素についての調査の手法（試料採取、分析、試験法など）や得られた情報の整理又は解析について、法令等により定められた手法がある場合は、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定することを示したものである。

この例としては、「環境基本法」に基づく環境基準や個別法令で定める規制基準等において当該環境要素に係る調査方法や情報の整理の手法が規定されているものがある。具体的には、「第3章 各論」において解説する。

【解説】

第9条第1項の「(5) 調査期間等」の解説を参照。

【解説】

調査の手法を選定するに当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。

現地調査を行う場合、調査を実施すること自体による環境への影響が小さい手法を選定

するよう留意する。動物又は植物の調査において、写真やビデオなどによる撮影による手法を採用し、捕獲又は採取をできるだけ避けるということが考えられる。

<第9条>

5 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な地形及び地質並びに希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な地形及び地質並びに動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

【解説】

調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載された文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件などを明らかにできるようにすることを明示するとともに、希少な地形及び地質並びに動植物に関する情報の公開に当たって配慮すべき事項を示したものである。

文献その他の資料によって調査する場合は、文献名はもとよりそこに記載された情報の調査の前提条件等を明らかにできるようにするということは、そうしたことが明らかでない文献又は資料は採用すべきでないことを意味する。

また、調査の結果の公表に当たっては、希少な地形及び地質並びに希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、乱獲や無用な立入などによる環境への影響を防止するため、必要に応じ、種及び場所を特定できないような表記法を工夫する。

<第9条>

6 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合は、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにしなければならない。

【解説】

調査すべき情報について他の機関等により継続的に調査が行われている場合において、事業者が行う調査の結果との比較を行うことを明示したものである。

これは、気象や水象などのように長期間の観測結果がある場合には、その結果を調査の結果と比較することにより、より適切な予測及び評価を行うためである。

これに該当するような情報の一例として、次のようなものがある。

○気象

気象官署や国又は地方公共団体による気象観測所（地方公共団体による大気汚染の監視においては同時に気象も観測されている）の情報

○大気質、水質、騒音、振動など

国又は地方公共団体による長期にわたる定点調査の情報

○道路交通量
道路交通センサス

(予測の手法)

第10条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第8条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を考慮し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

【解説】

対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を考慮し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定することを明示したものである。

なお、第8条は、技術指針の別表第2に示す標準手法を基準に、選定項目に関する影響の程度又は地域特性に応じ簡略化手法又は重点化手法を選定することを規定している。

<第10条第1項>

(1) 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法

【解説】

予測の基本的な手法は、環境の状況の変化又は負荷の量を定量的に把握することであり、その手法として理論に基づく計算、模型実験、事例の引用又は解析その他の手法によることを示したものである。

予測の手法は、環境影響を適切に評価するために必要な水準を確保できるものを選定する。この場合において、事業特性や地域特性から予測の簡略化手法又は重点化手法を採用するかを考慮の上、選定する必要がある。

環境要素ごとの標準的な予測の手法については、「第3章 各論」で解説する。

<第10条第1項>

(2) 予測の対象とする地域（第4項及び別表第2において「予測地域」という。）

調査地域のうちから適切に選定された地域

【解説】

予測地域は、調査地域のうちから適切に選定することを示したものである。

予測地域は、調査地域に準じるのが基本である。ただし、調査の対象としている地域への影響が予測されるような場合には、評価するための情報を得るために、改めて調査を行

うことが必要となる。

<第10条第1項>

- (3) 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握する場合における当該地点（別表第2において「予測地点」という。）

選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点

【解説】

予測地点は、地域を代表する地点、特に環境影響を受ける地点、保全すべき対象への環境影響を把握できる地点とすることを示したものである。

予測地点とは、この技術指針では、予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握する場合における当該地点と定義している（技術指針第10条第1項第2号）。

技術指針に示した内容は、調査地点の選定についても同様であるから、予測地点については、調査地点に準じるのが基本である。ただし、調査の対象としていない地点への影響が予測された場合には、評価するための情報を得るために、改めて調査を行う必要となる場合がある。

<第10条第1項>

- (4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第2において「予測対象時期等」という。）

供用開始後定常状態になる時期、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

【解説】

予測の対象とする時期は、予測に適切かつ効果的な時期として供用開始後にあっては対象事業が定常状態となる時期、工事の実施にあっては当該工事の実施による環境影響が最大となる時期とし、それぞれの時期において期間又は時間帯を選定することを示したものである。

予測の対象とする時期は、地域特性及び事業特性を十分考慮の上、土地又は工作物の存在及び供用にあっては対象事業が定常状態となる時期、工事の実施にあっては工事の実施による影響が最大となる時期、その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯を選定項目ごとに選定する必要がある。具体的には「第3章 各論」で解説する。

<第10条>

- 2 前項第1号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。

【解説】

予測手法について、環境影響を定量的に把握することが困難な場合には、定性的に把握する手法を選定することを示したものである。

予測は、「環境の状況の変化又は環境への負荷の量」を明らかにすることであるから、予測の手法はできるだけ定量的に把握する手法を選定することが望ましいが、その手法が確立されていない場合やその採用が困難な場合は、定性的に把握する手法を選定する。

<第10条>

- 3 第1項第4号に規定する予測の対象とする時期については、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合は、必要に応じ同号で規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。

【解説】

予測の対象時期については、工事の実施においては環境影響が最大となる時期又は対象事業の供用開始後定常状態となる時期を選定することが基本であるが、定常状態となるまでに長期間を要するような場合、又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合は、必要に応じ予測対象時期として選定した時期のほか中間的な時期での予測を行うことを示したものである。

「定常状態に至るまでに長期間を要する」とは、対象事業に係る全体の工事が完了する前に一部区間を供用するような場合、施設等の一部を先行して供用するような場合などを想定している。

「予測の前提条件の変化」とは、関連する道路計画、港湾整備、下水道整備計画などの進捗の状況などが考えられる。工事の期間が長期に及ぶ場合や埋立事業などで施行区域が分割されるような場合も「定常状態となるまでに長期間を要する」に準じる。

<第10条>

- 4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域及び予測地点の設定根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにしなければならない。

【解説】

予測手法の選定に当たっては、選定した予測手法の特徴、適用範囲などの内容及びその妥当性を明らかにすることを明示したもので、具体的には次のような点を明らかにする。

○予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲

選定した予測手法の特徴及び適用範囲が選定項目に係る環境影響を予測する手法として妥当なものであるかを明らかにする。

予測手法には、理論式に用いる係数などを実験などで得た情報を基にしている場合にお

いて、その実験等の前提条件の範囲を超えて適用することは予測の結果に不確実性をもたらすことになる。従って、予測手法の選定に当たっては、他に考えられる予測手法についても検討し、選定手法の妥当性を明らかにすることが必要である。

なお、予測手法の妥当性は、選定項目の評価に必要な水準を確保できる手法であるかどうかの観点で検討する。

○予測地域及び予測地点の設定根拠

予測地域や予測地点は、一般的には調査地域や調査地点と同じとなると想定されるが、環境影響評価の項目によっては、調査の結果を踏まえてその中から設定するような場合が考えられる。そのような場合は、その設定根拠を明らかにする。

○予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数

予測の前提となる条件については、大気質や水質の予測における気象データや水象データの選定又は設定、運行車両が影響要因となる場合には発生車両数の設定や走行経路の設定、車両諸元の設定などの根拠を明らかにする。

予測に用いる原単位や係数としては、運行車両の排出ガス係数や騒音パワーレベル、大気拡散式に用いる拡散幅などについてその内容、妥当性について明らかにする。

<第10条>

5 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を考慮することがより適切な場合は、現在の環境の状況）を考慮して予測が行われるようにしなければならない。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

【解説】

予測手法の選定に当たっては、対象事業以外の要因によってもたらされる予測対象地域の将来の環境の状況（いわゆる「バックグラウンド」）を考慮して予測を行うことを明示し、バックグラウンドの推定に当たっては関係地方公共団体の有する情報を収集し、その内容を明らかにした上で推定することを示したものである。

予測又は評価に当たっては、予測対象時期における選定項目に係る環境の状況について、バックグラウンドを考慮することが困難な場合は、現在の環境の状況をバックグラウンドとしてもよい。このバックグラウンドは、関係する地方公共団体による環境保全施策の効果（大気汚染物質排出量の低減対策、水質汚濁物質負荷量の低減対策など）を考慮して推定することができるが、その場合にあっては、その施策の内容、目標年度などを明らかにできるよう整理する必要がある。

<第10条>

6 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業にお

いて新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を考慮して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。

【解説】

予測手法の選定に当たっては、新しい手法を採用する場合や予測に関する知見の蓄積が十分でない場合は、予測の不確実性の程度とそれに伴う環境影響の不確実性の程度を考慮し必要な場合は、その内容を明らかにすることを明示したものである。

予測手法の選定は、環境影響評価で一般的に使用され実績のある手法を選定することが望ましいが、適切な予測手法がない場合は、ある程度の不確実性をもった手法であっても定量的に把握する手法を選定することが望ましい。不確実性のある予測手法を選定する場合においては、その内容を明らかにしておく。

予測の不確実性には、次のような要因が考えられる。

- 科学的知見が少ない
- 調査資料が十分でない

また、予測条件の不確実性には、次のような要因が考えられる。

- 予測手法の不確実性

予測手法が学術的にも十分な確実性がない場合（研究段階、適用事例が少ないなど）

- 予測条件の不確実性

- ・予測条件とした調査の結果が、学術的にも十分な確実性がない場合（研究段階、適用事例が少ないなど）

- ・予測条件とした気象、水象などの調査が十分でない場合

- ・予測の前提とした社会的条件が現に想定のように進展していない場合（下水道整備の進捗、道路計画の進捗、土地利用の状況などの変化）

- 環境保全措置の不確実性

- ・適用事例の少ない環境保全措置

- ・環境保全措置の効果に係る知見が不十分な場合

（評価の手法）

第11条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 調査及び予測の結果並びに第14条第1項の規定による検討を行った場合はその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。

【解説】

環境影響評価の評価の手法の選定に当たっての留意事項として、対象事業の実施による影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを評

価する手法によることを明示したものである。

評価は、調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合はその結果を踏まえ、対象事業の実施による影響が回避され、又は低減されているかを事業者の見解として示すことにより行うことになる。

<第11条第1項>

- (2) 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。

【解説】

環境影響評価の評価の手法の選定に当たっての留意事項として、国又は地方公共団体による基準や目標が示されている場合には、調査及び予測の結果との整合が図られているかどうかを評価する手法によることを明示したものである。

国又は地方公共団体による基準や目標は、環境基準に基づく環境上の条件、環境基本計画、公害防止計画などに定めるものをいい、事業者において当然順守しなければならない個別の法令や条例による規制基準等は、ここでいう基準又は目標とは異なるものであることに留意する必要がある。

<第11条第1項>

- (3) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

【解説】

環境影響評価の評価の手法の選定に当たってのその他の留意事項として、事業者以外の者が行う環境保全措置の効果を見込む場合には、その内容を明らかにすることを示したものである。

「事業者以外の者が行う環境の保全のための措置」としては、下水道の整備、バイパス道路の整備などが考えられる。なお、この場合において留意すべきことは、当該措置が計画とおり進捗しているか、選定項目の予測対象時期において効果的であるかについて、客観的に検討した上で、その効果を見込む必要がある。

(手法選定に当たっての留意事項)

第12条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下の条において「手法」という。）を選定するに当たっては、第5条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて選定しなければならない。

2 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じた

ときは、必要に応じ手法の見直しを行わなければならない。

- 3 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

【解説】

この規定は、第6条第5項において環境影響評価の項目の選定に当たっての留意事項として明示したことと同じ趣旨である。

(環境影響評価の実施)

- 第13条 条例第12条に規定する環境影響評価は、次条から第16条までに定めるところによる。

【解説】

(略)

(環境保全措置の検討)

- 第14条 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合を除き、次に掲げる事項を目的として、環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討しなければならない。

- (1) 事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること。
- (2) 必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること。
- (3) 当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めること。

【解説】

環境影響がないか又はその程度が極めて小さいと判断される場合を除き、環境保全措置を検討することを明示したものである。

第1号の環境影響の回避・低減、第3号の環境要素に係る基準又は目標の達成は、環境影響を評価するための最も重要なものであり、環境保全措置はこれを担保することを目的に検討することになる。

「事業者により実行可能な範囲内」は、事業者において確実に実行されることを想定するもので、次のような観点が考えられる。

○事業者が無理なく負担できる事業費として環境保全措置にあてることができること（経済性）

○環境保全措置を講じるための用地等を必要とする場合には、当該用地等が物理的に確保できる見通しがあり、法律的にも社会的にも事業者において実行可能のこと（物理的、法律的、社会的妥当性）

○科学的知見や技術に照らして、環境保全措置が事業者において実行可能であること（技術的確実性）

○環境保全措置の実施に伴い地域住民及び関係者の安全性が確保できること（安全性）

環境保全措置の例としては、大気汚染物質や水質汚濁物質の除去設備などの導入により環境への影響を低減する方法に加え、事業計画の規模の縮小をも含むものである。「損なわれる環境の有する価値を代償する」とは、例えば、対象事業の実施により動物の生息環境の消失が環境保全措置を講じても避けられないような場合、その生息環境が「環境の有する価値」であり、その環境を新たに創造することが「代償する」ということになる。

なお、環境保全措置が対象事業の着手後の「将来判明すべき環境の状態に応じ講ずる」（条例第13条第1項第6号ウ）場合は、環境保全措置の内容は事業計画の段階で検討しておくことが一般的であり、事業着手後において環境保全措置を講じることが費用や用地の面からも困難を伴うことが多い。そのことを踏まえた上で、当該環境保全措置が「将来判明すべき環境の状態に応じ講ずる」理由、その有効性を明らかにしておく必要がある。

<第14条>

2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（第16条第4号及び第5号において「代償措置」という。）を検討しなければならない。

【解説】

環境保全措置の検討に当たっては、第15条で示すように複数の環境保全措置について影響の回避又は低減の観点から比較検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ代償措置を検討することを明示したものである。

代償措置は、対象事業によって消失する環境の機能と同種又は同質の環境を、事業者において新たに創造しようとするものである。ここで重要なことは、影響の回避・低減のための検討を十分に行った上で影響の予測及び評価を実施し、「その結果を踏まえ、必要に応じ」検討するものであり、環境保全措置によっては環境影響の回避・低減が十分でない場合に講じるものであることに留意する必要がある。

従って、土地造成などの事業により動植物の生息環境又は生育環境の一部を消失するような場合において、計画する人工緑地の造成が消失した生息・生育環境としての機能をもたない修景緑化であるような場合は、代償措置とはいえないことに注意を要する。

なお、代償措置については、学識経験者等の意見を聴くなど慎重な検討が望まれる。

(検討結果の検証)

第15条 事業者は、前条第1項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならない。

【解説】

環境保全措置の検討は、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る影響が回避又は低減されているかを、複数案の比較検討、実行可能なよりよい技術を導入しているかの検討、その他適切な検討により検証することを明示したものである。

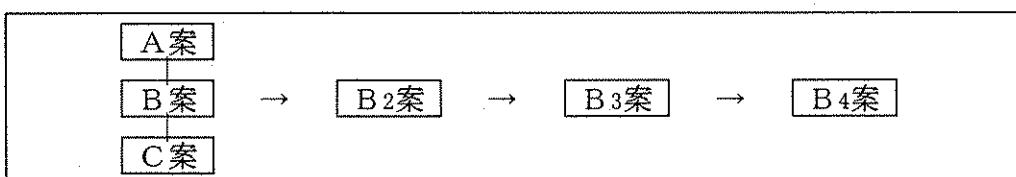
環境保全措置は、次のような方法により検討を進めた上で、事業者において採用しようとする措置により環境影響が回避・低減されているかの検証を行う。

○複数の措置について検討し、それぞれの効果を比較検討する。

○採用しようとする措置に関する技術水準の比較検討や実行可能なよりよい技術であるかについて検討し、当該措置に関する事例の収集などを通じて行うことになる。

複数案の比較検討は、環境保全措置の検討の経過に沿って整理することになるが、一般的には次のような形態が想定される。

なお、複数案の検討には、消極的には環境保全措置を講じない場合を含む。



A、B、C案の比較検討によりB案を採用し、さらに検討の結果B4案を採用した場合

(検討結果の整理)

第16条 事業者は、第14条第1項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理しなければならない。

- (1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- (2) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (3) 環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響
- (4) 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- (5) 代償措置にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に關し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容

【解説】

環境保全措置を検討した結果について、明らかにすべき事項を列挙しこれを整理することを明示したものである。

検討の結果は、表-5に示すような一覧表に整理することが望ましい。

なお、環境要素に及ぼす影響を回避・低減するための環境保全措置が、他の環境要素に影響を及ぼすこともあるが、これについては、対象事業に係る環境影響の総合的な評価で検討することになる。

表-5 環境保全措置の検討結果の整理（例）

環境要素の区分							
影響要因の区分							
必要性(*1)							事後調査又は不採用の理由(*8)
	選定の経緯	内容(*2)	効果等(*3)	措置の実施に伴う環境影響(*4)	実行可能性(*5)	技術水準(*6)	事後調査の必要性(*7)
環境保全措置	選定案	①					
	その他の案	②					
	…	…					

*1) 環境保全措置を検討する理由、及び代替措置を検討した場合はその理由と内容を記載する。

*2) 実施する環境保全措置の内容について、実施主体、方法、その他必要な事項を記載する。

*3) 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置の効果の不確実性の程度を記載する。

*4) 環境保全措置の実施によるおそれの環境要素に及ぼす影響を記載する。

*5) 実行の可能性を各環境保全措置について、経済性、物理的妥当性、社会的妥当性、法律的妥当性について記載する。

*6) 実施する環境保全措置の技術水準について採用事例、効果等について記載する。

*7) 事後調査の必要性の有無を記載する。
*8) 各案の効果及び講じた後の環境の状況の変化、効果の不確実性の程度、実施に伴う環境への影響、実行可能性、技術水準等を考慮し、当該措置を採用する理由を記載する。

(事後調査の項目及び手法の選定に関する指針)

第17条 条例第4条第2項に規定する対象事業に係る事後調査の項目及び手法の選定に関する指針については、次条から第19条までに定めるところによる。

【解説】

(略)

(事後調査の実施)

第18条 事業者は、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下次条において「事後調査」という。）を行わなければならない。

【解説】

次のような場合で環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときに、環境の状況を把握するための事後調査を実施することを明示したものである。

○予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講じる場合

○効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合

事後調査はこのように環境保全措置を講じる場合に、事後調査により当該環境保全措置の内容の検討や新たな保全措置の必要性を検討するために行うものであり、法令等に基づくばい煙の測定などのように事業者に義務づけられる調査とは区別して考える必要がある。

なお、「不確実性の程度が大きい」については、第10条第6項の解説のとおりである。

(事後調査の項目及び手法の選定)

第19条 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
- (2) 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
- (3) 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

【解説】

事後調査の項目及び手法の選定に当たっての留意事項を明示したものである。

第1号は、事後調査の項目は事後調査の必要性（第18条の解説を参照）を踏まえ、事業特性及び地域特性に応じた適切な項目を選定することを示したものである。

なお、事後調査の結果は、第2号に示すように評価書に記載した調査、予測及び評価の

結果との比較検討を行うことになるため、事後調査を実施する時点における事業内容に関する事項、工事の実施にあっては工事の内容（建設機械の種類、仕様など）、供用段階にあっては対象事業の内容（ばい煙の排出実績、車両の運行実績など）などを把握しておく必要がある。

第2号は、事後調査の項目及び手法の選定は、当該項目の特性、事業特性及び地域特性を考慮し適切に選定すること、及び事後調査の結果は、環境影響評価の結果との比較検討ができるように項目及び手法を選定することを示したものである。

このように事後調査の結果は、評価書に記載した調査、予測及び評価の結果と比較検討することになるため、その手法は現地調査の手法と同じ手法によることが基本である。ただし、調査手法の技術的進歩、法令に基づく調査手法の改正などがあった場合には、当該最新の調査手法によるほか、現況調査の結果と比較対照できる調査手法を併用することが望ましい。

第3号は、事後調査の手法は環境への影響が小さい手法を選定することを示したものである（第9条第4項の解説を参照）。

<第19条>

- 2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。
- (1) 事後調査を行うこととした理由
 - (2) 事後調査の項目及び手法
 - (3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
 - (4) 事後調査の結果の公表の方法
 - (5) 関係する地方公共団体その他の事業者以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該地方公共団体等への要請の方法及び内容
 - (6) 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合は、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

【解説】

事後調査の項目及び手法の選定に当たって明らかにする事項を明示したものである。

事後調査は、「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合」又は「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合」で「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるとき」に実施するものであり、予測の不確実性を補うものである。

事業者は、事後調査の結果により著しい環境影響が明らかになった場合の対応の方針をできる限り明らかにしておく必要がある。

事後調査の内容については、準備書及び評価書に記載し縦覧に供したものであるとか

ら、事後調査の結果については、公表すべきものと考える。

公表の方法としては、事後調査報告書の閲覧開示、事業者の環境報告書への掲載、事業者のインターネットのホームページへの掲載などの方法が考えられる。

事後調査の手法は、事業者による調査のほか、関係する地方公共団体その他の事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を収集し解析する方法でもよい。

(方法書の作成)

第20条 対象事業に係る条例第5条第1項第2号に規定する対象事業の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象事業の名称

(2) 対象事業の種類

(3) 対象事業の実施区域の位置

(4) 対象事業の規模

(5) 前各号に掲げるもののほか、対象事業に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第3号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を、第5条第1項第2号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。

3 事業者は、対象事業に係る方法書に第1項第3号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。

4 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第4号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。

5 事業者は、条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合は、当該方法書において、その旨を明らかにしなければならない。

【解説】

方法書に記載する事項を明示したものである。

方法書は、技術指針で対象事業の内容に関する事項については、「既に決定されている内容に係るものに限る」としているように、詳細な事業計画の決定前の早い段階に作成し、環境への配慮を踏まえた事業計画を策定する必要がある。

方法書に記載する事項の構成の例を表-6に示す。

条例では方法書の作成について、次のように規定している。

○環境影響評価条例

(方法書の作成)

第5条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めることにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の目的及び内容

三 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況

- 四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
- 2 相互の関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

表-6 方法書の構成（例）

第1章 事業者の氏名及び住所	(3) 生態系 3.1.5 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (1) 景観 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場
1.1 事業者の名称	3.1.6 文化財の状況
1.2 代表者の氏名	3.2 社会的状況 3.2.1 人口及び産業の状況
第2章 事業特性	3.2.2 土地利用の状況 3.2.3 河川、湖沼又は海域並びに地下水の利用状況
2.1 対象事業の名称	3.2.4 地下水の利用状況
2.2 対象事業の種類及び規模	3.2.5 交通の状況 3.2.6 学校、病院その他の環境の保全に配慮が必要な施設の配置
2.3 対象事業実施区域の位置及び所在地	3.2.7 住宅の配置 3.2.8 下水道の整備状況及び整備計画の状況
2.4 工事計画の概要	3.2.9 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (1) 公害関係法令等 ① 環境基準等 ② 規制基準等 ③ 環境保全計画等 (2) 自然関係法令等
2.5 対象事業の目的	3.2.10 その他の事項
2.6 対象事業実施区域の選定理由等	第4章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
2.7 環境影響を受ける地域	4.1 環境影響評価の項目の選定及びその理由 4.2 調査、予測並びに評価の手法の選定及びその理由 4.2.1 調査及び予測の手法 4.2.2 評価の手法

(準備書の作成)

- 第21条 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項の規定により条例第5条第1項第2号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
(2) 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要
(3) 前各号に掲げるもののほか、対象事業に関する事項（すでに決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 前条第2項から第5項までの規定は、条例第13条の規定により事業者が対象事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、前条第2項中「その他の資料」とあるのは「その他の資料及び第5条第2項の規定による聴取又は確認」

と、同条第3項中「前項」とあるのは「第21条第2項において準用する前項」と、同条第4項中「条例第5条第1項第4号」とあるのは「条例第13条第1項第5号」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 事業者は、対象事業に係る準備書に、条例第13条第1項第6号アに掲げる事項を記載するに当たっては、次の各号に掲げる事項の概要を併せて記載しなければならない。
- (1) 第9条第5項並びに第10条第4項及び第5項において明らかにできるようにするものとされた事項
 - (2) 第9条第6項において比較できるようとするものとされた事項
 - (3) 第10条第6項において明らかにできるようとするものとされた事項
 - (4) 第11条第1項第3号において明らかにできるようにすることとされた事項
- 4 事業者は、対象事業に係る準備書に、条例第13条第1項第6号イに掲げる事項を記載するに当たっては、第14条の規定による検討の状況、第15条の規定による検証の結果及び第16条各号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において条例第13条第1項第6号イに掲げる環境の保全のための措置を講ずることとするに至った検討の状況については、その検討の経緯に併せ、事業の実施位置、基本的構造、工期、運用条件等の内容を明らかにしなければならない。
- 5 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第6号ウに掲げる事項を記載するに当たっては、第19条第2項の規定により明らかにされた事項を記載しなければならない。
- 6 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第6号エに掲げる事項を記載するに当たっては、同号アからウに掲げる事項を一覧できるようとりまとめて記載しなければならない。

【解説】

第1項は、事業者が対象事業の内容について準備書に記載すべき事項を明示したものである。

第2項は、準備書の作成に当たって、次に示す事項については、前条の規定を準用すること、及び準用に当たっての読み替えを示したものである。

○対象事業実施区域及びその周囲の概況の記載

○対象事業の実施区域の位置を適切な平面図上に明らかにすること

○対象事業に係る環境影響評価の項目および調査・予測・評価の方法

○2つ以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合その旨を明らかにすること

第3項は、準備書に調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価項目ごとに記載するに当たっては、次の事項に関する結果の概要を記載することを明示したものである。

○調査によって得られる情報の出自及び妥当性（第9条第5項）、予測に係る情報の内容及び妥当性（第10条第4項）及び国又は県や市町村の環境保全施策の効果を見込んだバックグラウンドを考慮する場合は、その施策の内容を明らかにすること（第10条第5項）

○長期間の観測結果が存在する場合は、事業者が行った調査結果と比較できるようにすること（第9条第6項）

○事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合は、当該措置の内容

を明らかにすること（第11条第1項）

なお、従来の環境影響評価の図書では、調査、予測、評価の結果を順次記述する形式がみられたが、条例第13項第6号アでは項目ごとに調査、予測、評価、環境保全措置の内容について記述するとしていることに留意する必要がある。

第4項は、準備書に環境の保全のための措置を記載するに当たっては、環境保全措置についての検討（第14条）、検証（第15条）及び検討の結果を整理した結果（第16条）を記載すること、及び環境保全措置を講ずるに至った検討の状況については、その検討の経緯に併せ、事業の実施位置、基本的構造、工期、運用条件などの内容を明らかにすることを明示したものである。

第5項は、準備書に環境保全措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずる場合の事後調査について記載するに当たっては、事後調査を行うこととした理由、事後調査の項目及び手法その他の事後調査の項目及び手法の選定に当たってできる限り明らかにすべきとされた事項を記載すること（第19条第2項）を明示したものである。

第6項は、準備書に対象事業に係る環境影響の総合的な評価を記載するに当たっては、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果（環境影響評価項目ごとにとりまとめたもの）、環境保全措置及び事後調査について記載することを明示したものである。対象事業に係る環境影響の総合評価を行う場合、選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果を表-7に示すような一覧表にまとめ、影響要因又は環境保全措置を講じることによる他の環境要素への影響の程度を総合的に把握できるようにする。

準備書に記載する事項の構成の例を表-8に示す。

その他準備書の作成に当たって、調査の結果は、予測及び評価に必要となる情報を適切にまとめることが必要であり、詳細又は大量な情報で必要と認めるものは、参考資料として巻末にまとめるか別冊に編集することが望ましい。

なお、条例では準備書の作成について、次のように規定している。

○環境影響評価条例

（準備書の作成）

第13条 事業者は前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次の事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- 一 第5条第1項第1号から第3号までに掲げる書類
 - 二 第8条第1項の意見の概要
 - 三 第10条第1項の知事の意見
 - 四 前二号の意見についての事業者の見解
 - 五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
 - 六 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものも含む。）
 - イ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
 - ウ イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置
 - エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
 - 七 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して作成した場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 第5条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。

表-7 総合評価のまとめ方（例）

選定項目	調査の結果の概要	予測及び評価の結果		環境保全のための措置
		工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	
大気質	1. 大気質の状況 2. 気象の状況 3. 地域特性に関する情報	1. 二酸化窒素 2. 粉じん等	1. 二酸化窒素 2. 浮遊粒子状物質
騒音

表-8 準備書の構成（例）

第1章 事業者の氏名及び住所 <方法書に同じ>	第7章 環境の保全のための措置 7.1 工事の実施における環境保全措置 7.1.1 大気質 (1) 環境保全措置の検討 (2) 環境保全措置の検討結果の検証
第2章 事業特性 <方法書に同じ>	7.2 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置 7.2.1 大気質 (1) 環境保全措置の検討 (2) 環境保全措置の検討結果の検証
第3章 地域特性 <方法書に同じ>	7.3 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置 7.3.1 大気質 (1) 環境保全措置の検討 (2) 環境保全措置の検討結果の検証
第4章 方法書に対する環境の保全の見地からの意見及び事業者の見解 4.1 住民等意見の概要及び事業者の見解 4.2 知事意見の内容及び事業者の見解	7.4 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置 7.4.1 大気質 (1) 環境保全措置の検討 (2) 環境保全措置の検討結果の検証
第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 <方法書に同じ>	第8章 事後調査 8.1 工事の実施 8.1.1 事後調査を行うこととした理由 8.1.2 事後調査の項目及び手法 8.1.3 事後調査の結果環境影響の程度が著しいことが明らかとな場合の対応方針 8.2 土地又は工作物の存在及び供用 8.3 事後調査の結果の公表の方法 8.4 事後調査の実施主体
第6章 環境影響評価の結果 6.1 大気質 6.1.1 調査の結果の概要 6.1.2 予測及び評価の結果 (1) 工事の実施 (2) 土地又は工作物の存在及び供用 6.2 騒音 6.1.1 調査の結果の概要 6.1.2 予測及び評価の結果	第9章 環境影響の総合的な評価 第10章 環境影響評価の全部又は一部を実施した者の氏名及び住所 <参考資料>

(評価書の作成)

第22条 条例第20条第1項第3号の規定による環境影響評価は、第4条及び第13条に定めるところによる。

【解説】

条例第20条第1項第3号は、準備書の記載事項を修正する場合、次の①及び②に示す場合を除き当該修正部分について必要な予測・評価及び環境保全措置の検討を行うことを規定している。この場合の環境影響評価は、第4条に規定する環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の指針、第13条に規定する環境保全措置の検討、検証及び検討結果の整理を定めた指針によることを示したものである。

①条例第5条第1項第2号に規定する対象事業に係る目的及び内容の修正（規模の縮小及び規則で定める修正を除く。）

②条例第13条第1項第2号から第4号までに規定する事業者の氏名及び住所、方法書に係る住民等の意見の概要、知事意見の内容事業者の見解の修正、条例第13条第1項第7号に規定する環境影響評価の全部又は一部を実施した者の名称又は住所の修正

なお、①の規定に該当する場合は、方法書の作成から環境影響評価の手続をさかのぼつて行い、②に該当する場合は当該誤記などを修正し評価書を作成することになる。

<第22条>

2 前条の規定は、条例第20条第2項の規定により事業者が対象事業に係る評価書を作成する場合について準用する。

3 事業者は、条例第20条第2項の規定により対象事業に係る評価書を作成するに当たっては、対象事業に係る準備書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

【解説】

評価書の作成は、準備書の作成に準じること、準備書に記載した事項と評価書に記載した事項との相違について明らかにすることを明示したものである。

評価書は、準備書に対する住民等の環境保全の見地からの意見及び知事の意見を踏まえ、準備書の内容を追加又は修正を行うことにより作成することになる。

評価書の記載事項は、準備書の内容の追加又は修正を除けば、準備書に対する住民等の環境保全の見地からの意見の概要及び知事意見の内容並びにこれら意見に対する事業者の見解を記載する他は、準備書の記載内容に準じる。

評価書の作成に当たっての留意点は、次のとおりである。

○住民等からの環境保全の見地からの意見はその概要を記載し、同種の意見が複数ある場合は、「同種の意見他〇件」のように記載することができる。

○住民等や知事意見を踏まえて又は事業者の判断で環境保全措置の内容などを修正した場合やその他に準備書の内容に追加又は修正を行った場合は、軽微なものを除きその内容及び理由を簡潔にまとめ、表-9に示すような一覧表に記載し準備書の記載事項との相違点を明らかにする。

評価書に記載する事項の構成の例を表-10に示す。

なお、条例では評価書の作成について、次のように規定している。

○環境影響評価条例

(評価書の作成等)

第20条 事業者は、第19条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第17条第1項の意見に配意して準備書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第5条第1項第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 第5条から次条までの規定による環境影響評価その他の手続きを行うこと。
 - 二 第5条第1項第1号又は、第13条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項及び第3号並びに前条の規定による環境影響評価その他の手続きを行うこと。
 - 三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- 2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を、技術指針で定めるところにより作成しなければならない。
- 一 第13条第1項各号に掲げる事項
 - 二 第17条第1項の意見の概要
 - 三 前条第1項の知事の意見
 - 四 前二号の意見についての事業者の見解
- 3 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれを要約した書類（以下これらを「要約書等」という。）を送付しなければならない。

表-9 準備書に追加又は修正した内容及びその理由（例）

環境影響評価書	環境影響評価準備書	修正等の内容の概要	修正等の理由
第1章 事業者の名称、代表者の氏名	名称 ○○○株式会社 代表者 代表取締役 △△△ 代表者 代表取締役 □□□□□	名称 株式会社△△△ 代表者 代表取締役 □□□□□	事業の継承に伴う修正
第6章 環境影響評価の結果 6.1 大気質 6.1.1. 大気質の現況	記載なし	風向と大気質の関係について整理した結果を記載した。	知事意見を反映して修正した。
6.2 騒音 6.2.1 騒音の現況 (1) 道路交通騒音	国道○号の改築供用前の調査結果を記載	国道○号の改築供用後の再調査結果を記載した。	準備書作成後に改築工事が終了した。
6.2.2 予測及び評価の結果 (1) 道路交通騒音		国道○号の改築供用後の交通実態を踏まえ、予測条件の一般交通の車種構成を見直し、予測及び評価を行った。	知事意見を反映して予測条件の見直し及び再予測を行った。
第9章 環境影響の総合評価		道路交通騒音の再予測結果を踏まえた修正を行った。	知事意見を反映し修正した。

表-10 評価書の構成（例）

第1章 事業者の氏名及び住所 ＜準備書に同じ＞
第2章 事業特性 ＜準備書に同じ＞
第3章 地域特性 ＜準備書に同じ＞
第4章 方法書に対する環境の保全の見地からの意見及び事業者の見解 4.1 住民等の意見の概要 4.2 知事意見の内容及び事業者の見解 ＜準備書に同じ＞
第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 ＜準備書に同じ＞
第6章 環境影響評価の結果 ＜準備書に同じ＞
第7章 環境の保全のための措置 ＜準備書に同じ＞
第8章 事後調査 ＜準備書に同じ＞
第9章 環境影響の総合的な評価 ＜準備書に同じ＞
第10章 環境影響評価の全部又は一部を実施した者の氏名及び住所 ＜準備書に同じ＞
第11章 準備書に対する環境の保全の見地からの意見及び事業者の見解 11.1 住民等の意見の概要 11.2 知事意見の内容及び事業者の見解
第12章 評価書における準備書の記載内容の主な修正事項及び理由
第13章 環境影響評価の手続の経過 ＜参考資料＞

(事後調査計画書の作成)

第23条 事業者は、条例第30条第1項の規定により対象事業に係る事後調査計画書を作成するに当たっては、規則で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第19条第2項各号に掲げる事項
- (2) 事後調査に関し、対象事業に係る評価書に記載した事項を変更した場合にあっては、当該変更の内容及び理由を一覧できるよう整理したもの
- (3) 工事の実施にあっては、工事の内容
- (4) 事後調査報告書の提出予定期限
- (5) その他必要と認められる事項

【解説】

事後調査計画書に記載すべき事項を明示したものである。

第1号の「第19条第2項各号に掲げる事項」とは、次のとおりである。

- 事後調査を行うこととした理由
- 事後調査の項目及び手法
- 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
- 事後調査の結果の公表の方法
- 関係する地方公共団体その他の事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該地方公共団体等への要請の方法及び内容
- 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合は、当該実施主体の氏名（法人にあつては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
- 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

第3号の「工事の実施にあっては工事の内容」は、工事中において事後調査を行う場合は、当該事後調査の実施予定時点での工事に関する内容を記載することを示したものである。

第4号の「事後調査報告書の提出予定時期」については、事後調査は、現に実施している環境保全措置の妥当性の確認や新たな環境保全措置の必要性を検討するための情報を得るためにものなので、事後調査の結果はできるだけ速やかに報告する必要がある。

事後調査計画書に記載する事項の構成の例を表-11に示す。

なお、条例では事後調査計画書の作成について、次のように規定している。

○環境影響評価条例

（事後調査計画書の作成等）

第30条 事業者は、対象事業に係る工事に着手した場合において、評価書に記載された第13条第1項第6号ウに掲げる措置として事後調査を実施するときは、規則で定めるところにより、事後調査の項目、手法、場所その他の必要な事項を記載した計画書(以下「事後調査計画書」という。)を作成し、知事及び関係市町村長に対し、当該事後調査計画書を送付しなければならない。

2 知事は、事後調査計画書の送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、和歌山県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聞いた上で、当該事業者に対し、環境の保全について必要な措置を講ずることを求めることができる。

表-11 事後調査計画書の構成（例）

第1章 事業者の氏名及び住所
<評価書に同じ>

第2章 事業特性の概要

- 2.1 対象事業の名称
- 2.2 対象事業の種類及び規模
- 2.3 対象事業実施区域の位置及び所在地
- 2.4 工事計画の概要

第3章 事後調査を行うこととした理由

第4章 事後調査の計画

- 4.1 調査項目及び調査の実施主体
- 4.2 調査地域及び調査地点
- 4.3 調査方法
- 4.4 調査期間等
- 4.5 調査結果の検討の方法

第5章 事後調査結果の公表の方法及び事後調査報告書の提出予定時期

(事後調査報告書の作成)

第24条 事業者は、条例第31条第2項の規定により対象事業に係る事後調査報告書を作成するに当たっては、規則で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第19条第2項各号に掲げる事項
- (2) 対象事業に係る事後調査計画書に記載した事項を変更した場合にあっては、当該変更の内容及び理由を一覧できるよう整理したもの
- (3) 対象事業の着手後具体化した事業の内容及び工事の実施にあっては、工事の進捗の状況
- (4) 対象事業に係る評価書に記載した調査、予測及び評価の結果と事後調査の結果を比較検討した結果（評価書に記載した結果と著しく異なると認められる場合は、その原因について検討した結果を含む。）
- (5) 評価書に記載した環境保全措置の内容を変更した場合にあっては、当該変更後の環境保全措置の内容及び当該変更の理由を一覧できるよう整理したもの並びに当該変更後の環境保全措置の内容について第14条の規定による検討の状況、第15条の規定による検証の結果及び第16条各号に掲げる事項
- (6) 環境保全措置が条例第13条第1項第6号ウに掲げるものとして講じた場合にあっては、事後調査の結果に基づき講じる環境保全措置について第14条の規定による検討の状況、第15条の規定による検証の結果及び第16条各号に掲げる事項
- (7) 事業の着手後において住民等から環境の保全の見地からの苦情等があった場合は、その内容及び事業者の対応等の状況
- (8) その他必要と認められる事項

【解説】

事後調査報告書に記載すべき事項(規則で定めるものを除く。)を明示したものである。

第1号の「第19条第2項各号に掲げる事項」は事後調査を行うこととした理由、事後調査の項目及び方法などを規定したもので、前条の解説に示したとおりである。

第2号は、事後調査計画書に記載した事後調査の項目、方法などについて変更した場合には当該変更の内容及び理由を一覧できるよう整理したものを記載することを示したものである。なお、事後調査計画書に記載した内容は客観的な理由がない限り、単なる事業者の都合で変更すべきでないことはいうまでもない。

第3号の対象事業の着手後具体化した事業の内容又は工事の進捗の状況については、事後調査を実施した時点における事業の内容又は工事の内容を記載する。なお、記載に当たっては、事後調査を実施する項目と影響要因との関連が分かるように整理する。

第4号は、評価書に記載した調査、予測及び評価の結果と事後調査の結果との比較検討結果について記載することを示したものである。

事後調査の結果が評価書に記載した調査、予測及び評価の結果と著しく異なる場合には、その原因が対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況や社会的状況の変化などによるものか、予測の前提条件、予測の不確実性、環境保全措置の効果その他の予測又は評価に関わる要因によるものかを検討し、事業者の見解を整理し記載する。

第5号は、事後調査の結果を踏まえ、環境保全措置の内容を変更した場合は、その内容

及び変更の理由を一覧できるように整理した結果について記載することを示したものである。

第6号は、環境保全措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講じるとしていたもので実際に実施した場合は、環境保全措置の検討、検証及び検討結果の整理の結果を記載することを示したものである。この場合において、事後調査の結果をどのように環境保全措置の検討に反映させたのかを整理する。

第7号は、事後調査の実施期間中を含め事業開始後から事後調査報告書の作成までの期間で、住民等からの苦情や要望の内容と事業者の対応などを記載することを示したものである。

事後調査報告書に記載する事項の構成の例を表-12に示す。

表-12 事後調査報告書の構成（例）

第1章 事業者の住所及び氏名
<事後調査計画書に同じ>

第2章 事業特性の概要
<事後調査計画書に同じ>

第3章 事後調査を行うこととした理由
<事後調査計画書に同じ>

第4章 事後調査の項目及び内容

第5章 事後調査の結果

5.1 大気質

5.1.1 対象事業に係る影響要因の内容

5.1.2 事後調査の結果

(1) 調査地域及び調査地点

(2) 調査方法

(3) 調査期間等

(4) 調査結果

5.1.3 新たな環境保全措置の必要性の検討

5.2 騒音

第6章 事後調査結果の総括

6.1 影響要因と調査結果の分析

6.2 環境影響評価の結果との比較

第7章 事後調査の全部又は一部を実施した者の氏名及び住所

（方法書等の作成に当たっての留意事項）

第25条 事業者は、方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書の記述に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) できる限り簡潔で平易な文章表現とすること。

(2) 学術的専門用語の使用は、必要最小限にとどめるよう配慮するとともに、難解な用語には必要に応じ解説を加えること。

(3) 調査、予測及び評価の結果は、図表、写真その他の視覚的に理解しやすい表示方法によるよう努めること。

【解説】

条例で規定する方法書、準備書、評価書、事後調査報告書の記述に当たっての留意事項を示したものである。

条例で規定する環境影響評価の手続に係る図書は、次のとおりである。

- ①方法書（条例第5条）
- ②方法書に関し住民等からの環境の保全の見地からの意見の概要（条例第9条）
- ③準備書及び準備書の要約書（条例第13条及び第14条）
- ④準備書に関し住民等からの環境の保全の見地からの意見の概要及び意見に対する事の見解（条例第18条）
- ⑤評価書及び評価書の要約書（条例第20条）
- ⑥事後調査計画書（条例第30条）
- ⑦事後調査報告書（条例第31条）

このうち、①から⑤までの図書は、関係地域に縦覧するものである（②と④は準備書や評価書に記載することになる）。

これら図書については、技術指針に示すように簡潔・平易な文章表現を基本とするとともに、学術的専門用語には解説を付すことや、読みにくい地名や固有名詞にはルビを付すなどの工夫が必要である。

